

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ①

ア 保護の相談・申請時における適切な窓口対応

- ◎ 保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の相談にあたっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われる行為自体も厳に慎むべきもの。

→ 申請意思の有無については、面接記録表にチェック項目を設けるなどの方法で確実に記録し、相談内容・対応結果とあわせて、幹部職員の決裁を受けるようお願いする。

イ 要保護世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)の活用

- ◎ 生活保護受給中の者に対する本貸付制度への移行手続が遅れている状況。

→ 平成20年度中に、リバースモーゲージの貸付対象となりうる全世帯が移行できるよう努められたい。

ウ 年金担保貸付利用者の取扱い

- ◎ 濫給・漏給防止のため、年金担保貸付利用者の年金番号等の情報が誤りなく正確に当省へ提供されるよう、周知願いたい。
- ◎ 福祉医療機構へ情報提供している被保護世帯の対象範囲の拡大や、貸付審査時等に新たな対応を設けることを検討しており、具体的な内容が決まり次第お伝えする。